特許権侵害訴訟の損害論における周辺的問題(Ⅰ)



みやび坂総合法律事務所 弁護士・弁理士・職務発明コンサルタント **髙橋** 淳

第1 はじめに

特許権侵害訴訟の損害論に関しては、推定覆滅事由等に関して議論が活発であるが、マイナーであるため、議論が停滞している論点もある。

本稿においては、マイナーな論点のうち、製造者と販売者間の民法719条前段所定の同不法行為の成否、損害額としての弁護士費用の算定及び取締役の会社法上の責任について論じて、議論の活性化の契機になることを目的とする。

第2 製造者と販売者間の民法719条前段所定の共同不法行為の成否

1 裁判例

製造者と販売者間の719条前段所定の共同不法行為(以下「前段共同不法行為」)の成否については多数の裁判例があるが、その判断枠組みを示すものは少ない。例えば、オクタン誘導体事件判決¹は、「被告らの侵害行為の一体性」という見出しの下で、「被告AFCが被告アムスと代表者を同一にし、被告アムスの100%子会社であること、被告製品の製造・販売に関しては、被告アムスと被告AFCは製造会社と販売会社という関係にあり、被告らは共同して被告製品を製造・販売しているということについては、当事者間に争いがない。また、乙第34号証の3によれば、被告アムスが被告製品の販売先としていたのは被告AFCのみであって、他の会社に対して被告製品を販売したとの事実は一切認められない。しかも、被告製品の譲渡に関して、被告AFCは自らの在庫を持たず、顧客から受注する都度被告アムスに発注し、被告製品は被告アムスから直接顧客に対して配送されるという仕組みをとっていたこと」を認定した上で、「上記のような被告製品の製造・販売における被告ら両社の緊密な一体性にかんがみると、被告製品の製造及び販売という一連の侵害行為について、これを全体的に考察すれば、被告らは、主観的にも共同して、積極的に製造と販売の役割分担を果たしていたものということができる」と判示しているが、「一体性」を判断するための枠組みは提示されていない。

この点に関し、金属製ワゴン事件控訴審判決は、「複数の者について不法行為責任が認められる場合において、各侵害者につき、共同不法行為責任が成立するためには、各侵害者に共謀関係

¹ 東京地裁平18(ワ)第29554号